

関市消防団協力事業所表示制度実施要綱

平成 21 年 3 月 5 日
関市告示第 28 号

(目的)

第 1 条 この告示は、関市消防団（以下「消防団」という。）に積極的に協力している事業所又はその他の団体に対して、消防団協力事業所表示証を交付するために必要な事項について定め、もって地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事業所又はその他の団体をいう。
- (2) 消防団協力事業所 市長が消防団活動に協力している事業所等として認めた事業所等（以下「協力事業所」という。）をいう。
- (3) 消防団協力事業所表示証 協力事業所に対して、消防団活動に協力する証として交付した表示証（以下「表示証」という。）をいう。
- (4) 消防団長等 消防団長のほか、自治会長等の消防団活動を支援する者をいう。

(交付申請及び推薦)

第 3 条 協力事業所としての認定（第 8 条第 3 項の規定による更新を含む。以下同じ。）及び表示証の交付を受けようとする事業所等は、関市消防団協力事業所表示証交付申請書（別記様式第 1 号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 会社案内、パンフレット等事業所等の概要の分かる書類
- (2) 消防団活動への協力内容が具体的に分かる書類
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 消防団長等は、表示証を交付しようとする事業所等について、あらかじめ当該事業所等の意思を確認し、関市消防団協力事業所表示証交付推薦書（別記様式第 2 号。以下「推薦書」という。）により市長に推薦することができる。

(認定基準、審査等)

第 4 条 市長は、前条第 1 項の規定による申請書又は同条第 2 項の規定による推薦書の提出があったときは、当該事業所等が市税等の滞納及び消防関係法令に違反がないかどうか、また次に掲げる基準のいずれかに該当するかどうかを審査し、協力事業所としての認定及び表示証の交付の可否を決定し、関市消防団協力事業所表示証交付（不交付）等決定通知書（別記様式第 3 号）により当該事業所等に通知するものとする。

- (1) 複数の従業員が消防団に入団していること。
- (2) 従業員の消防団活動について積極的に配慮していること。
- (3) 災害時等における事業所等の資機材等の提供、消防団の訓練場所若しくは施設用地の提供又は 3 年以上にわたり消防団活動に協力をしていること。
- (4) その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、市長が特に優良であると認めること。

(表示証の交付)

第 5 条 市長は、前条の規定により協力事業所としての認定及び表示証の交付を決定したときは、当該事業所等に表示証（別記様式第 4 号）を交付するものとする。

2 前条の規定により協力事業所として認定した事業所等の所在地が他の市町村にあるときは、協議の上、他の市町村長と連名で、表示証を交付することができるものとする。こ

の場合において、当該表示証に当該事業所等が所在する市町村名を併せて付すことができるものとする。

(表示証の表示)

第6条 表示証は、次に掲げる場所等に表示するものとする。

(1) 協力事業所において見やすい場所

(2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式
その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子
計算機による情報処理の用に供するものをいう。）により行う映像その他の広告

2 表示できる表示証の様式は、前条に掲げる表示証のほか、表示証の寸法を同率に拡大又は縮小したものとする。

(整理簿の備付け)

第7条 表示証の交付に際して、市長は、関市消防団協力事業所表示証交付整理簿（別記様式第5号）を備え付け、表示証の交付に関する事業所の名称、所在地、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

(表示証の有効期間)

第8条 表示証の有効期間は、原則として、第4条の規定による認定の日から2年又は次条の規定による認定の取消しの日までとする。ただし、協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証（以下「総務省消防庁表示証」という。）の交付を受けたときは、総務省消防庁表示証の交付を受けた日から2年間とする。

2 表示証の有効期間が経過した事業所等については、第6条に規定する表示を行うことができない。

3 市長は、第4条の規定による認定の日から2年を経過する前に協力事項の現状及び表示証の表示の継続の意思を確認した上で、当該認定を更新できるものとする。

(認定の取消し等)

第9条 市長は、協力事業所が事業を廃止又は休止したとき、第4条に規定する基準を満たさないこととなったとき、偽りその他の不正な手段により協力事業所の認定を受けたときその他協力事業所として適当でないと思えるときは、当該認定を取り消すことができる。この場合において、市長は、当該事業所等に当該認定を取り消す理由を付して関市消防団協力事業所認定取消及び表示証返還通知書（別記様式第6号）により通知するものとする。

2 前項の規定により協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに表示証を市長へ返還しなければならない。

(協力事業所の公表)

第10条 市長は、協力事業所の名称、消防団への協力内容その他の事項について、ホームページ、広報紙等により公表するものとする。

(協力事業所の表彰)

第11条 市長は、関市表彰規程（昭和40年関市告示第6号）に基づき、協力事業所を表彰することができる。

(委任)

第12条 この告示に定めるもののほかこの告示の実施について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成21年3月5日から施行する。